

号外第22(平成18年9月29日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

△	横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則【健康福祉局障害福祉課】	2
△	横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【健康福祉局障害福祉課】	15
△	横浜市市税条例施行規則等の一部を改正する等の規則【健康福祉局障害福祉課】	24
△	横浜市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則【こども青少年局中央児童相談所】	69
△	児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則【こども青少年局中央児童相談所】	71
△	横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【収入役室審査課】	75

【その他】

△	横浜市予算、決算及び金銭会計規則の全部改正についての一部改正について（副市長依命通達）【収入役室審査課】	76
△	横浜市物品規則の施行についての一部改正について（副市長依命通達）【収入役室審査課】	78

議申立てをすることができます。」を削り、同様式に備考として次のように加える。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第53号様式中「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。」を削り、同様式に備考として次のように加える。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第62号様式中「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。」を削り、同様式に備考として次のように加える。

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)
第5条 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年3月横浜市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第47条第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則(平成5年8月横浜市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、横浜市結核児童療育給付事務取扱規則及び母子保健法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。